

薬物乱用少年の立ち直り支援に関する協定

京都府警察（以下「甲」という。）と京都府立洛南病院（以下「乙」という。）は、薬物乱用少年の立ち直り支援に係る相互の連携を強化するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、緊密な相互連携を行うことにより、薬物乱用少年の立ち直り支援をより効果的に推進することを目的とする。

（協力連携）

第2条 甲は、薬物乱用少年として取り扱った少年（以下「支援少年」という。）について、医学的な知識、経験に基づく助言指導が必要であると認めたときは、支援少年及びその保護者の同意を得た上で、甲が保有する支援少年の情報を乙に提供し、協力を求めるものとする。

2 乙は、前項の協力依頼を受けたときは、当該支援少年に対する診察、治療、家族への助言指導等を行い、薬物乱用少年の立ち直りを支援するものとする。

（担当部署）

第3条 本協定における担当部署は、甲にあつては生活安全部少年課少年サポートセンターとし、乙にあつては診療部とする。

（秘密の保持）

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に当たり、知り得た情報について、これを相手方の承諾なしに甲又は乙以外の者に漏らしてはならず、また、第1条の目的以外に使用してはならない。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項、疑義の生じた事項及び新規に定める必要のある事項は、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(協定の効力)

第6条 この協定の効力は、平成29年4月1日から発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年3月29日

甲 京都府警察
生活安全部長

乙 京都府立洛南病院
院長